

診療改定に伴う入院時食事療養費の負担変更について(令和8年6月1日以降)

平素より当院診療にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

2026年6月1日より入院時の食事にかかる患者様負担額が変更となりますのでお知らせいたします。

近年の食材費の高騰を踏まえ、厚生労働省の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者様負担額が以下の通りになります。

所得区分		入院時の食事療養費の標準負担額(患者様負担額)			
		変更前 令和8年5月31日まで		変更後 令和8年6月1日から	
		標準負担額(1食)	標準負担額(1食) +居住費(1日)	標準負担額(1食)	標準負担額(1食) +居住費(1日)
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	65歳未満の方	65歳以上の方	65歳未満の方	65歳以上の方
区分ア	現役並みⅢ	510円(1食)	510円(1食) +370円(1日)	550円(1食)	550円(1食) +430円(1日)
区分イ	現役並みⅡ				
区分ウ	現役並みⅠ				
区分エ	一般				
区分オ	低所得Ⅱ	240円(1食)	240円(1食) +370円(1日)	270円(1食)	270円(1食) +430円(1日)
区分オ	低所得Ⅱ ※長期該当(90日超え)	190円(1食)	190円(1食) +370円(1日)	220円(1食)	220円(1食) +430円(1日)
	低所得Ⅰ		110円(1食) +370円(1日)		130円(1食) +430円(1日)

●全医療機関共通の負担変更となります ※には申請が必要(医療区分2・3に該当の方のみ対象) 変更箇所

何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人社団みどりの風 ひさい内科病院 院長